平成２９年（フ）第１１４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保744番地　アンソレイエ湘南Ｂ102
債務者　小屋　孝治
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８８号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番３―402号
債務者　植松　一朗
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　啓彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７６号
兵庫県宝塚市野上５丁目１番27号
債務者　藤田　好茂
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達友基子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７７号
堺市南区赤坂台１丁40番15号
債務者　山田　直樹
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達友基子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下208番地１
債務者　角　　洋介
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　啓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７号
岩手県大船渡市日頃市町字沼川11番地７、前住所盛岡市南仙北２丁目６番82号　第３森アパート101号
債務者　佐藤　敏之
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１３号
岩手県大船渡市猪川町字長谷堂73番地１　市営住宅長谷堂東団地214号
債務者　熊谷　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１４号
岩手県大船渡市猪川町字長谷堂73番地１　市営住宅長谷堂東団地214号
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１５号
岩手県一関市三関字白崎１番地33
債務者　佐々木　香
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第９２号
北九州市小倉南区上石田１丁目６番35号（206）
債務者　諸井　悠斗
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４５号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―1101号
債務者　井上　享二
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１８７号
北九州市小倉北区馬借３丁目１番７―602号
債務者　川原　公通
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９９号
函館市昭和３丁目21番６号　フリーダム函館
債務者　長谷川元貴
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０３号
函館市大森町８番４号　アーバンライフ大森207号室
債務者　齋藤　美香
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５　（県営吉浜住宅８棟204号）
債務者　小薗　孝是
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
愛知県岡崎市中園町字大ヱ28番地５
債務者　ＮＡＫＡＮＯ　ＰＩＮＴＯ　ＥＤＩＮＥＩＡ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係